



かわらばん

No.397

令和8年4月10日発行

湧別町役場上湧別庁舎 2-2111 ・ 湧別庁舎 5-2211

〈目次〉

Family 愛 Land YOU 4月29日オープン 新しい取り組みのスタートを応援します	1	町民海外研修事業希望者募集	8
上湧別リバーサイドゴルフ場 使用料改定	2	まちづくり出前講座	
迷惑電話対策機器購入 費用助成	3	体育施設のシーズン券販売	10
国民健康保険の届け出	4	えんがるクリーンセンター 屋外粗大ゴミ置き場の受け入れ期間	
春の一斉清掃	4	農用地湧水処理等対策事業 補助金	11
町内に就職した方の奨学金返還支援	5	春の火災予防運動	
「レイクパレス」および「しらかば」利用料が変わります	5	農業振興地域整備計画 変更申請	12
町を元気にさせるイベント経費 一部補助	6	農業用水路に近寄らないでください	
歯科健診・フッ素塗布	6	第十二回特別弔慰金（再掲載）	13
ご存じですか？特別児童扶養手当	7	指定避難所の一部変更	
育児学級に参加しませんか	7	町内の高齢者福祉入所施設の空き状況	14
		マイナンバーカードに関する業務 一部休止	

Family 愛 Land YOU が4月29日にオープンします

Ⓧ商工観光課 商工観光G 2-5866

Family 愛 Land YOU が次のとおり営業を開始します。サロマ湖が一望できる日本最北の観覧車など、たくさんの楽しい遊具をお楽しみください。皆さまのお越しをお待ちしています。

【開園期間】 4月29日（水・祝）～10月12日（月・祝）
休園日は月曜日（祝日の場合は翌日）です。

【開園時間】 午前9時30分～午後5時
※9月21日（月）以降は午前9時30分～午後4時

【利用料金】 ●1日乗り放題券（3歳以上）：1,600円
●回数券（単券11枚つづり）：1,000円
※入園は無料です

【問い合わせ先】 Family 愛 Land YOU TEL 8-2455
シダックス大新東ヒューマンサービス（株）
オホーツク営業所（緑町） TEL 4-3203



新しい取り組みのスタートを応援します

㊦商工観光課 商工観光G 2-5866

町では、地域資源の活用や地域の活性化などに取り組む方を応援するため、「魅力あるまちづくりスタートアップ応援事業補助金」を実施します。町内の豊富な資源を活用した、新たな取り組みに挑戦する方をお待ちしています。

【対象事業】

事業区分	対象事業の例
地域資源付加価値向上事業 ●地域資源を活用した新製品や新サービスの開発 ●地域資源の付加価値を高める研究 ●販路の拡大、新規開拓	●地域資源を活用した加工品の試作、開発 ●6次産業化などに関する調査、研究 ●販路拡大に向けた市場調査
イメージアップ支援事業 ●町および地域資源のイメージを高める事業	●製品パッケージの制作
産業間連携事業 ●産業間の連携を推進する事業	●他産業の技術転用に向けた研究、他産業と連携した製品の開発

【補助内容】

対象者	対象経費	補助額
町内に住所を有する個人 町内に住所を有する個人で構成する団体	●試作品の製造に必要な原材料費 ●機械・器具などの購入費 ●デザインの開発・設計費	対象経費の4分の3 (上限100万円)
町内に独立した事業所を有する法人 法人または法人および個人で構成する団体	●マーケティングなどの調査委託費 ●先進事例調査などにとまなう旅費など	対象経費の2分の1 (上限100万円)

【申請方法】 ㊦商工観光課で随時申請を受け付けています。

提出書類の様式は、町ホームページからダウンロードできます。



町ホームページ

【注意事項】 ●申請が予算額に達し次第受付を終了します。

●補助決定の通知を受ける前に着手した事業は、補助対象外です。

●補助金の交付は原則事業完了後となりますが、必要であれば事前に概算払いを受けられます。

二次元バーコードの 読み取り方

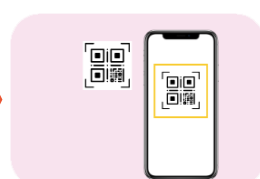


かわらばんでは、町ホームページなどで詳細を確認できるよう、二次元バーコードを掲載しています。

カメラや読み取りアプリを起動する



カメラを二次元バーコードに向ける



表示されたアドレスを押す



上湧別リバーサイドゴルフ場の使用料が改定されました

☎商工観光課 商工観光G 2-5866

上湧別リバーサイドゴルフ場の使用料が、4月1日から以下のとおりに改定されましたので、お知らせします。

【料 金 表】

コース使用料 (利用税を含まない金額)	1ラウンドの新料金	
	平 日	休 日
一般	3,500円	4,800円
シルバー	2,700円	3,700円
たそがれ	1,600円	
早朝	1,400円	1,600円
追加ラウンド	2,300円	
ショット練習場ゴルフボール	50球 500円	

※ジュニア料金に変更はありません。

※別途ゴルフ場利用税、カート代が加算されます。



迷惑電話対策機器購入助成金をご利用ください

☎商工観光課 商工観光G 2-5866

町では、高齢者の特殊詐欺被害を未然に防止するため、迷惑電話の対策機器を購入する費用の一部を助成しています。ぜひご利用ください。

【対 象 者】 町内に住所を有し、60歳以上の方が居住している世帯の世帯主

【対象機器】 ①着信時に自動で警告メッセージを流し、通話内容を録音できる機能があり、迷惑電話や番号非通知による着信があると自動的に電話を切る機能を持つ電話機。

②親機1台と子機1台までの1組とし、1世帯1組までとします。

なお、親機はファクシミリ機能を持つものも対象とします。

③町内の販売店から購入した電話機。

【助 成 額】 助成対象機器1組の購入費用の2分の1以内で、最大12,000円。

【必要書類】 交付申請書（申請書内に販売店の証明の記入が必要です。下記申し込み先または、町ホームページに備えています。）

●領収書の写し

【申し込み先】 ☎商工観光課、☎福祉課、中湧別出張所、芭露出張所



町ホームページ

国民健康保険の届け出は忘れていませんか

⑧健康こども課 医療G 5-3765

- 【届け出が必要なとき】 ●会社を退職したり自営業を始めたりするとき（国民健康保険（国保）の加入）
●就職して職場の健康保険などに加入したとき（国保の脱退）
●世帯構成が変更になったとき（負担割合や保険税が変わることがあります）

【届け出に必要なもの】 下記のものを持って14日以内に忘れずに届け出を行ってください。

◆国保に加入する場合

- 事業所で発行する資格喪失証明書や離職証明書など、加入していた健康保険の資格喪失日を証明するもの
※国保加入の届け出が遅れると、資格がない期間の医療費は全額自己負担となります。
※保険税は職場の健康保険を脱退したときまでさかのぼって課税されます。届け出をしたときからではありません。

◆国保を脱退する場合

- 事業所で発行する資格取得証明書など、就職先の健康保険の資格取得日を証明するもの
●脱退する方の国保の資格確認書
※職場の健康保険に加入した人が国保脱退の届け出が遅れると、誤って国保を使って診療を受けてしまう場合があります。このようなときは、**国保で負担した医療費を返していただく**ことになります。
※届け出が遅れると保険税が課税されたままになりますので、忘れないように手続きをしてください。

【手続き場所】 ⑧健康こども課、⑨住民税務課、中湧別出張所、芭露出張所

4月26日(日)は春の一斉清掃です

春の一斉清掃を4月26日（日）に実施します。午前8時に全町一斉にサイレンが鳴りますので、これを合図に出役し、自宅周辺道路などに散乱しているゴミを集め、きれいな町にしましょう。皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。

注意事項

- ゴミは中身が見える透明または半透明のゴミ袋に入れてください。
- 肥料袋などを使用する場合は、自治会に配布済みの「清掃シール」を貼り付け、口を開けたままにしておいてください。
- 土砂はできるだけ道路わきの土のある場所へ戻してください。
- 資源ぶつとして排出できるゴミは、極力分別してきれいに洗い、資源ぶつの日に排出してください。
- 燃やすゴミと燃やさないゴミは、極力分別して排出してください。
例) 汚れたペットボトル：燃やすゴミ 汚れた空き缶、空きビン：燃やさないゴミ
- 集めたゴミは、上湧別地区はゴミステーションの足元に、湧別地区は資源ぶつの回収拠点に置いてください。一斉清掃で集めたゴミのみ回収します。
- 事業所においても、清掃日までに清掃のご協力をお願いします。
- 雨などで中止の場合は、サイレンは鳴らしません。また、延期はしません。

【問い合わせ先】 ⑨住民税務課 住民生活G 2-5863



町内に就職した方の奨学金返還を支援します

㊦企画財政課 未来づくりG 2-5862

町では、「まちの将来を担う若者」を応援するため、新たに町内で働き始めた方を対象に、奨学金の返還に対して補助しています。補助金は1年ごとに申請が必要ですので、次のとおり申請をお願いします。

- 【対象者】**
- 本町に住民登録をしている方。
 - 初めて町内事業所などに就業し、5年以上継続して就業する見込みの方。
 - 大学などの在学期間中に奨学金の貸与を受け、返還を行っている方。ただし、返還に対し他から助成を受けていないこと。
 - 町税などに滞納がない方。

【対象外】国家公務員、湧別町役場以外の地方公務員

- 【対象の奨学金】**
- 独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金および第二種奨学金
 - 都道府県、市町村などが設ける貸与型奨学金
 - 生活福祉資金貸付制度（教育支援資金）
 - その他町長が認める奨学金

【対象の期間】奨学金を返還する期間のうち、町内に住民登録を行った日以降の継続した120カ月を上限とします。

【補助額】下記3つのうち最も低い額が補助額です。

- 令和8年度に返還する奨学金の額
- 卒業（修了）した大学などの卒業（修了）に必要な修学年数に、4万5,000円を乗じた額
- 補助上限額である18万円

【受付期間】最初の返還を行う日まで

※申請日より前に返還した額は補助の対象となりません。早めに申請してください。

【申請先】㊦企画財政課未来づくりグループ

【その他】制度の内容や申請様式、必要な書類など詳しくは町ホームページでご確認ください。



町ホームページ

「レイクパレス」および「しらかば」利用料が変わります

㊦商工観光課 商工観光G 2-5866

緑地等管理中央センター「レイクパレス」および宿泊施設「しらかば」の利用料は以下のとおりとなっています。料金表を確認のうえ、ご利用いただきますようお願いいたします。皆さまのご利用をお待ちしています。

緑地等管理中央センターレイクパレス

利用料	1泊の新料金
素泊まり	5,000円
朝食付き	6,320円
夕食付き	6,870円
2食付き	8,190円



町ホームページ

宿泊施設しらかば

利用料	1泊の新料金
素泊まり	4,500円
朝食付き	5,820円
夕食付き	6,370円
2食付き	7,690円



町ホームページ

町を元気にさせるイベント経費を補助します

㊦ 商工観光課 商工観光G 2-5866

町全体を元気にする目的をもった町内に活動拠点がある団体や事業者、町民の皆さんで組織する実行委員会などが実施するイベントに対して、その経費の一部を補助します。

次に掲げる内容に沿って、皆さんの知恵とアイデアで楽しい企画を考えて応募してください。

【実施条件】 ●全町民を参加対象とすること。

●令和9年3月31日（水）までに実施すること。

●国や北海道が示す新型コロナウイルス感染症対策の対処方針などを遵守すること。

【イベントの例】 ○○祭り、縁日、マルシェ、○○ステージ、フリーマーケット など

【対象経費】

対象となる経費	対象とならない経費
●感染症対策衛生費 ●出演料 ●広告宣伝費 ●機材借上料 ●会場使用料 ●打上花火代 (打上花火のみのイベントは対象外) など	●人件費 ●飲食費 ●キャンセル料 ●物販に係る原材料費 ●備品購入費 ●消耗品費(コロナ対策衛生費は対象) など

【補助額】 補助対象となる経費を合算した額の4分の3以内(1イベントあたり最大50万円)のうち出演料については、10万円が限度額になります。事業(イベント)実施後、支出内容を確認してから補助金をお支払いします。

ただし、1実施団体あたり、補助合計額は50万円を限度とします。補助回数の制限はありません。



町ホームページ

【応募方法】 次の書類を提出してください。

●申請書 ●事業計画書 ●事業予算書

※申請書の様式は、町ホームページからダウンロードできます。

※予算額に達した場合は受け付けできないことがありますので、お早めにご応募ください。

【内容審査】 申請内容を書類および聞き取りにより審査し、その結果を後日通知します。

歯科健診・フッ素塗布を行います

㊦ 健康こども課 子育て相談G 5-3765

1歳または歯が8本生えたころから就学前までのお子さんを対象に、歯科健診・フッ素塗布を行います。

【日程・会場】 ※同日、乳幼児健診を実施しているため、受付人数を制限しています。

月 日	受付時間	定員	会場	申込締切日
4月28日(火)	午後1時~1時15分	各日 7人程度	保健福祉センター (栄町)	4月21日(火)
5月26日(火)				5月19日(火)
6月23日(火)				6月16日(火)

【方 法】 フッ素塗布は歯ブラシ法(難しい場合は綿球法)で実施します。

【料 金】 無料

【申込方法】 各日程の申込締切日までに申し込みフォームまたは電話(㊦健康こども課: ☎5-3765)でお申し込みください。

【持ち物】 母子手帳、歯ブラシ、問診票(申し込み後に郵送します)

【その他】 フッ素塗布は4カ月の間隔で実施することを推奨しています。



申し込みフォーム

ご存じですか？特別児童扶養手当

㊟福祉課 福祉G 5-3761

特別児童扶養手当は、障がいをもつ児童の健やかな育成と福祉の増進を図ることを目的として、児童を監護・養育している方に支給される手当です。受給するには申請が必要です。ただし、児童の障がいの状態によって受給できるかどうかが決まります。

【受給資格】身体や精神に一定以上の障がいのある20歳未満の児童を養育している父、母または父母以外の養育者

対象外 ●父、母または養育者の住所が日本国内にないとき

- 対象児童の住所が日本国内にないとき
- 対象児童が障がいを支給事由とする公的年金を受けているとき
- 対象児童が児童福祉施設などに入所しているとき

※受給資格者（保護者）や扶養義務者の所得により、支給されない場合があります。

【対象者】障がいの状態が下記のいずれかに該当する方。

- 1級：おおむね身体障害者手帳1級・2級の障がい、療育手帳A判定か同程度の精神障がい
- 2級：おおむね身体障害者手帳3級・4級の一部の障がい、療育手帳B判定か同程度の精神障がい

【支給額】1級：対象児童1人あたり月額58,450円

2級：対象児童1人あたり月額38,930円

※物価変動などにより改正される場合があります。

【支給日】

支給対象月	支給日
4月～ 7月分	8月10日
8月～ 11月分	11月11日
12月～令和9年3月分	令和9年 4月 9日

※指定された金融機関口座に振り込まれます。

【申請方法】申請に必要な書類などは㊟福祉課までお問い合わせください。

育児学級に参加しませんか

㊟健康こども課 児童支援G 5-3765

親子で一緒に遊びたい、お友だちに出会いたい、子育てで困ったことや不安がある。そんなときは、育児学級にご参加ください。出産を迎える妊婦の方も大歓迎です。

クラス	湧別児童センター		上湧別コミュニティセンター	
ぴよぴよ（0歳児）	毎週月曜日	午前10時00分 ～ 11時30分	毎週木曜日	午前10時00分 ～ 11時30分
げんき（1歳児以上）	毎週火曜日		毎週金曜日	

【対象】町内に居住する就学前の乳幼児とその保護者および妊婦の方

【申込方法】登録制です。登録すると、どちらの育児学級にも参加できます。

- 入会申込書に必要事項をご記入のうえ、湧別子育て支援センターに直接またはファクスでお申し込みください。随時受け付けています。
- 入会申込書は、湧別子育て支援センターまたは町ホームページに備えています。



町ホームページ

【申込先】湧別子育て支援センター TEL 5-2432 FAX 5-2237

町民海外研修事業希望者を募集しています

㊦企画財政課 未来づくりG 2-5862

諸外国の産業、教育、文化などの状況を広く視察研修し、国際的視野を広めることを目的とした海外研修事業に要する費用の一部を助成しています。

次のとおり希望者を募集していますので、ぜひご利用ください。

【定員】2人

【研修期間】令和9年3月31日までに出発する1カ月以内の視察研修または2年以内の実習

【研修対象者】①湧別町民で令和8年4月1日現在の年齢が18歳以上であること

②心身が健康で長期の旅行に耐えられること

③事業の成果を地域活動に発揮することが期待できること

④申し込みを希望する方の世帯に国税、地方税および地方公共団体に納付すべき使用料などの滞納がないこと

⑤過去にこの事業を活用したことがないこと

【申込方法】申込書に必要事項を記入し、研修日程・研修費用・履歴書を添付のうえ、㊦企画財政課未来づくりグループまで提出してください。申込書は㊦企画財政課、町ホームページに備えています。

【申込期間】随時受付をしますが、定員になり次第締め切ります。

【助成額】20万円を限度として、事業に必要な費用のうち2分の1以内の額を助成します。

【決定】先着により審査のうえ、承認の有無を決定し通知します。



町ホームページ

まちづくり出前講座をご利用ください

㊦総務課 広報・自治会G 2-2112

町民の皆さんに、町政やまちづくりに関して理解を深めていただくための一つのきっかけとして、役場職員などが地区集会施設などへ伺い、指定されたメニューを分かりやすくお話しする「まちづくり出前講座」を開講しています。どうぞご利用ください。

【対象】町内に住所を有する方、町内で働く方、学ぶ方、事業活動を営む方で、5人以上のグループとします。自治会、老人クラブ、PTA、子ども会育成会、農協・漁協・商工会の青年部や女性部、その他自主的に活動するグループ、学校の授業などに、ぜひご利用ください。

【説明者】講座のメニュー（右ページをご覧ください）に基づき、担当課長などが説明します。

【日時】午前9時から午後9時までの90分以内とします。

【場所】町内に限ります。会場の確保・準備などは申込者が行ってください。

【料金】職員に対する謝金や交通費はいただきません。ただし、施設の使用料、有料の書籍・材料費が必要な場合は、申込者が負担してください。

【申込方法】開催を希望する日の20日前までに、申し込みフォームからお申し込みいただくか、㊦総務課、㊦福祉課、各出張所でお申し込みください。



町ホームページ

◆令和8年度出前講座のメニュー表

No	講座内容	担当課など
1	情報公開制度の利用方法	総務課・選挙管理委員会
2	国や地方の選挙のしくみ（選挙の種類、投票方法）	
3	防災対策 ●防災の基礎知識 ●町の防災対策 ●自主防災組織の取り組み ●災害図上訓練（DIG）体験 ●避難所運営ゲーム（HUG）体験	
4	自治基本条例（自治基本条例の内容、自治基本条例の必要性 など）	企画財政課
5	総合計画（基本構想・基本計画）と将来展望	
6	行政改革の取り組み	
7	まちの家計簿（予算、決算、貯金、借金など） ※1月～3月は受け付けできません。	
8	みんなで取り組む空き家の対策	住民税務課
9	町税のしくみ（町道民税・固定資産税・納税の方法） ※1月～3月は受け付けできません。	
10	まちのごみ事情（収集方法・減量化・リサイクルの推進）	
11	交通安全運動（普及）、交通マナー、防犯	
12	国民年金のしくみ	農政課
13	ゆうべつの農業の概要（畑作、酪農、歴史、振興対策）	
14	ゆうべつの商工業の概要（歴史、振興対策）	商工観光課
15	ゆうべつの観光の概要（歴史、資源、振興対策）	
16	消費者相談（悪徳商法への対策、被害の対処）	建設課
17	公営住宅整備計画	
18	まちの水道のしくみ	水道課
19	まちの下水道の役割、しくみ	
20	町議会のしくみ（議会の構成、議員の役割）	議会事務局・監査
21	監査のしくみ（監査委員の職務、監査の種類）	
22	高齢者福祉、障がい者福祉、生活保護制度	福祉課
23	介護保険制度のしくみ、町内介護サービス提供事業者の状況	
24	認知症の理解と支え合う地域づくり（認知症サポーター養成講座）	
25	医療保険制度 （国民健康保険、後期高齢者医療制度、乳幼児医療、ひとり親医療保険）	健康こども課
26	町で実施している各種健（検）診と結果のみかた	
27	子育て支援センター・児童センターの機能と利用	
28	ゆうべつの保育（入所、保育活動、保育所の運営）	水産林務課
29	ゆうべつの林業の概要（森林の多様な役割、振興対策）	
30	鳥獣の保護および管理、緑化の保全	
31	ゆうべつの漁業の概要（つくり育てる漁業、振興対策）	教育総務課
32	教育委員会のしくみ、教育目標、教育予算	
33	義務教育学校（小中一貫教育の推進）	
34	中高一貫教育（成果と課題、湧別高校存続対策）	
35	学校給食における食育（献立と地元食材の活用）	
36	就学・修学支援制度	
37	生涯学習のすすめ	
38	気軽にできるスポーツ、レクリエーションの普及啓発	社会教育課
39	社会教育団体、スポーツ団体の活動紹介	
40	図書館の役割・利用	
41	学芸員講座（湧別の歴史・文化財）	

体育施設のシーズン券を販売します

教育委員会 社会教育課 社会教育 G 5-3132

町内体育施設のシーズン券の購入を希望される方は、次のとおりお申し込みください。

【対象施設・申し込み窓口】

施設名	申し込み窓口
①五鹿山パークゴルフ場	Tel 2-3111 または 指定管理者（シダックス大新東ヒューマンサービス(株) オホーツク営業所）Tel 4-3203
②芭露パークゴルフ場	芭露畜産研修センター Tel 6-2353 または 指定管理者（シダックス大新東ヒューマンサービス(株) オホーツク営業所）Tel 4-3203
③湧別総合体育館（アリーナ、トレーニング室）	Tel 5-2229
④芭露ファミリースポーツセンター（アリーナ）	芭露畜産研修センター Tel 6-2353
⑤中湧別総合体育館 （アリーナ、トレーニング室、ふれあい集会室、 いきがい集会室）	Tel 2-4186
⑥上湧別農村環境改善センター（多目的ホール）	Tel 2-4506
⑦湧別プール	湧別総合体育館 Tel 5-2229

【利用料金】 町民の個人利用料金です。高校生以下は**無料**です。

区分	料金（大人）	期間
①・②共通	1日券：300円 シーズン券：3,000円	利用期間は4月下旬～11月中旬予定です ※コース状態により変わります 夏期（5月1日～10月31日）の 料金です
③～⑥共通	1日券：100円 シーズン券：2,000円	
⑦のみ	1回券：100円 シーズン券：2,000円	
③～⑦共通	共通（シーズン）券：3,800円	

【その他】 ①・②は、上湧別パークゴルフ協会に加入されている方は協会で取りまとめます。

【問い合わせ先】 上記の施設窓口のほか、指定管理者であるシダックス大新東ヒューマンサービス(株)オホーツク営業所（Tel 4-3203）までご連絡ください。

《営業時間》 平日：午前9時～正午/午後1時～4時

※土・日・祝日は定休日です

えんがるクリーンセンター 屋外粗大ゴミ置き場の受け入れ期間

えんがるクリーンセンターにおける、屋外粗大ゴミ置き場の受け入れは次のとおりです。

受け入れ期間：5月2日（土）～11月上旬

※屋外粗大ゴミ搬入の際は、係員の指示に従ってください。

※燃やす粗大ゴミは、種類や大きさ、搬入量によっては受け入れ
できない場合がありますので搬入する際は、事前にご連絡ください。



【問い合わせ先】 えんがるクリーンセンター 0158-42-3579

農用地湧水等処理対策事業を行います

Ⓔ農政課 農政G 2-5861

町内の農業者および農業法人が使用する「ほ場」の暗きょ排水工事経費に対して補助を行います。

【対象工事】 次のすべてに該当する工事が対象となります。

- ①町内の農業者および農業法人が町内の農用地に対して行うもの
- ②過湿が原因で効率的な農作業が困難となっているまたは、作物の生育障害を起こしている農用地に対するもの
- ③工事1カ所につき総延長が400m以内のもの
- ④町内に事業所を有し、湧別町の指名登録を受けている土木事業所が行うもの
- ⑤疎水材に産業廃棄物に該当するホタテ貝殻を使い、標準深が60cm以内のもの
- ⑥平均切深は集水きょ100cm以内、吸水きょは90cm以内のもの
- ⑦付帯明きょなどに接続する湧水処理工の最下流部は4m程度の無孔管を埋設し、法面保護工を実施したもの

対象外 付帯明きょの整備、暗きょ管の資材費
※素焼き土管や⑦の施工に係る資材費は除く



町ホームページ

【補助率】 3分の1以内 ※資材費のうち素焼き土管は2分の1以内

【事業期間】 令和8年度～10年度の3年間

【申請方法】 各JAの組合員は、各JAへお申し込みください。

その他組合員以外の方は、Ⓔ農政課およびホームページに備えている申請書を
Ⓔ農政課へ直接提出してください。

【申請期限】 年2回受け付けていますので、いずれかの日程までに提出をお願いします。

- 一次締め切り5月15日まで
- 二次締め切り8月5日まで

4月20日(月)～30日(木) 春の火災予防運動を実施します

春は雪解けとともに、空気が乾燥し、強風が吹くなど小さな火元からでも火災が発生しやすい季節です。火気の取り扱いには十分注意し、財産ばかりか生命をも奪う火災を防止しましょう。普段の生活の中で、町民一人ひとりが防火に関する意識を高め、火災予防に努めましょう。

消防署湧別出張所、上湧別出張所、湧別町消防団は火災予防運動期間中、次のことを実施します。

運動内容

- ①消防職員による警戒、啓発：期間中、消防車両が警鐘・音声により町内を巡回します。
- ②火災予防パレード：町内一円をパレードします
- ③防災メール・LINE：4月20日(月)に防災メール・LINEを活用し、火災予防広報を実施します。

防火標語

組合統一標語 「よいまちは みんなで協力 火の用心」
全国統一標語 「急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし」

ゴミの違法焼却(野焼き)はやめてください

場所や量にかかわらず、決められた施設以外でゴミを燃やす野焼きが原因で火災になるケースが多発しています。営農以外の野焼きは禁止されています。

【問い合わせ先】 遠軽地区広域組合 消防署 上湧別出張所 2-4111 湧別出張所 5-2338

農業振興地域整備計画の変更申請を受け付けます

Ⓛ農政課 農政G 2-5861

町では、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づいて湧別町農業振興地域整備計画を策定し、農業振興に関するさまざまな施策を実施しています。

この法律では各市町村が策定した農業振興地域整備計画に沿った土地利用が定められていることから、計画区域に該当する土地で次の事業を実施する場合は、実施前までに変更手続きを完了する必要があります。

①農用地区域への編入

土地改良事業にともない農地以外の土地を農地とする場合。

②農用地区域からの除外

農地に住宅や工場などを建設したり、駐車場や資材置き場として利用したりする場合など、農地を農用地以外の用途に利用する場合。ただし、法律により厳しく制限されているため、除外が認められるには次の要件を満たす場合などに限られています。

- 農用地区域以外に代替すべき土地がなく、また事業規模に対して妥当な面積であること。
- 除外によって農用地の集団性や農作業の効率化に支障がないこと。
- 周辺の担い手などの農用地の利用や集積に支障がないこと。
- 除外によって農用地区域内の土地改良施設（農道や水路など）に支障がないこと。
- 土壌改良事業を実施中の区域でないこと。または事業完了から8年以上経過していること。

③用途区分の変更

農地に農業用施設を建てる場合。

【受付期間】5月11日（月）まで

【必要書類】●農業振興地域の整備計画変更申請書（Ⓛ農政課に備えています。）

- 事業計画書や設計書など、変更後の使用目的に係る資料
 - 変更する土地の位置図（1/50,000）および利用図（1/2,500）など
 - 変更する土地の全部事項証明書（法務局より取得）
- ※さらに資料の提出をお願いする場合があります。

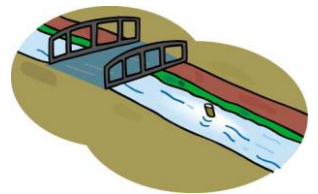
【手続きにかかる期間】手続きにかかる期間は6カ月程度です。ただし、内容によっては北海道知事の同意を得られず変更が認められない場合や、予定以上の期間がかかる場合があります。

農業用水路に近寄らないでください！

南兵村一区から北兵村一区の中土場川に通じる農業用水路および湧別川堤防沿いにある排水路は、農作業が終わる10月上旬まで通水していますが、コンクリートで整備されているため水の流が速く、子どもにはとても危険です。

保護者、地域の皆さまは、「水路には絶対に近寄らない」ようご指導、ご注意をお願いします。

【問い合わせ先】Ⓛ農政課 農政G 2-5861



戦没者などのご遺族の皆さまへ、第十二回特別弔慰金が支給されます (再掲載)

☎ 福祉課 福祉G 5-3761

今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者などの尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表すために、戦没者などのご遺族に特別弔慰金（記名国債）を支給しています。

対象となる方で請求手続きが済んでいない方は、請求期間中にお手続きください。なお、すでに請求手続きが済んでいる方で国庫債券がお手元にならない場合は、国または北海道で審査中ですので、もうしばらくお待ちください。

【支給対象者】 戦没者などの死亡当時のご遺族で、令和7年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方（戦没者などの妻や父母など）がいない場合に、次のうち最も上位のご遺族お一人に支給。

- (1) 令和7年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- (2) 戦没者などの子
- (3) 戦没者などの、①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
※戦没者などの死亡当時、生計関係を有していることなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
- (4) 上記(1)～(3)以外の戦没者などの三親等以内の親族（甥、姪など）
※戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

【支給内容】 額面27万5千円、5年償還の記名国債

【請求期間】 令和10年3月31日まで

※請求期間を過ぎると第十二回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。

【請求・問い合わせ先】 請求の際に、戸籍書類の提出が必要となります。詳しくは☎福祉課
(Tel 5-3761) へお問い合わせください。

指定避難所の一部変更のお知らせ

☎ 総務課 情報防災G 2-2112

災害時の住民の安全確保と避難環境の充実を図るため、令和8年4月から芭露学園を新たに指定します。この機会にご自身の避難先を再確認し、いざというときのために備えましょう。避難所の詳細については、町ホームページをご覧ください。

避難所	住所	指定区分	指定日
芭露学園	芭露411番地	指定避難所	令和8年4月1日



町ホームページ

町内の高齢者福祉入所施設の空き状況

☎福祉課 高齢介護G 5-3761

3月26日現在の町内高齢者福祉入所施設の空き状況は次のとおりです（現在とは異なる場合があります）。待機者がいても、空床・室数に空きがある施設に入所できる場合がありますので、詳しくは各施設にお問い合わせください。

分類	事業所名	住所	電話番号	定員・室数	空床・空室	待機者	うちすぐに入居希望
特別養護老人ホーム ※1	湧別オホーツク園	東	5-3660	40人	0	45	25
	湧別オホーツク園 リラの杜 ※3			20人	0	3	1
	湖水の杜 ※3	芭露	4-5525	20人	0	2	1
	湧愛園	上湧別 屯田市街地	2-3151	40人	0	27	9
	湧愛園ちゅーりっぷの里 ※3			20人	2	8	0
グループホーム ※2	上湧別館 ※3	中湧別北町	4-2070	18人	0	5	3
有料老人ホーム	向日葵	中湧別東町	8-7725	30人	3	0	0
	リビングケア・オリーブ	中湧別中町	4-1760	1人用・13室 夫婦用・2室	0 0	5 0	0 0
高齢者賃貸住宅	在宅支援型住宅 湖水の杜	芭露	4-5525	5人	0	10	4
	ケアハウス来夢 ※4	上湧別 屯田市街地	4-1100	1人用・24室 夫婦用・3室	0 0	36 2	28 0

- ※1 入所するには原則要介護3～5の認定が必要な施設です。
- ※2 入所するには要介護認定が必要な施設です。
- ※3 地域密着型施設のため、湧別町民の方のみが入所できる施設です。
- ※4 日常生活で自立している方が入所できる施設です。（要介護者は入所できない場合があります。）

施設の空き状況に関するご案内終了のお知らせ

施設の空き状況に関するご案内については、今回の「かわらばん4月10日号」をもって終了します。あわせて、ホームページでの掲載も4月末に終了します。今後、施設の空き状況を確認する場合は、直接施設へお問い合わせください。

マイナンバーカードに関する業務を一部休止します

☎住民税務課 住民生活G 2-5863

システム更新作業のため、次の日程で各窓口のマイナンバーカードに関する手続きを一部休止します。ご不便をおかけしますが、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

【システム停止日】

月 日		上湧別庁舎	中湧別出張所	湧別庁舎
4月21日（火）	午後	システム停止	システム停止	システム停止
	午前			
4月22日（水）	午後	通常どおり	通常どおり	
	午前	通常どおり	通常どおり	

- 【停止する主な業務】
- マイナンバーカードに関する業務（交付、更新、廃止）
 - マイナンバーカードを利用した異動届（転入、転居）
 - 電子証明書に関する業務（発行、更新、パスワード変更）